

計議第 3 2 4 号議案～第 3 2 7 号議案参考資料 2

計議第 3 2 4 号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 用途地域の変更（京都市決定）
計議第 3 2 5 号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 高度地区の変更（京都市決定）
計議第 3 2 6 号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 一団地の住宅施設の変更（京都市決定） （向島団地一団地の住宅施設）
計議第 3 2 7 号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 地区計画の決定（京都市決定） （向島ニュータウン地区地区計画）

目次

P. 1	計議第 3 2 4 号議案～計議第 3 2 7 号議案 意見書の要旨
------	------------------------------------

都市計画案に対する意見書要旨

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

計議第324号議案 用途地域の変更（京都市決定）

計議第325号議案 高度地区の変更（京都市決定）

計議第326号議案 一団地の住宅施設の変更（京都市決定）
（向島一団地の住宅施設）

計議第327号議案 地区計画の決定（京都市決定）
（向島ニュータウン地区地区計画）

縦覧期間 令和4年4月28日から令和4年5月18日まで

意見書数 2通

意見件数 2件

都市計画の案に対する意見種別の集計表

関連議案	意見の種別	意見の内容	意見件数
計議第327号議案	低層住宅地区に関するもの	当地区は水害が多く、低層住宅地区は、想定浸水深が2mに指定されている。軒高7m以下の基準が定められると、1階床の高さを上げるなど、水害を避ける対策ができなくなるため、見直し案は水害を考慮したものとすべき。	1
		見直し案は、水害時の浸水が2mというデータが示されている中、その説明を地区住民にされていない状況で、水害への対策を反映せず、単に低層住宅地区の景観を重視したものであり、災害対策の視点が見受けられない。 これでは災害避難困難者である障害者や高齢者の安心・安全な住環境が保障されず、京都市が提唱する「多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指す」ことと相反する見直し案ではないか。 自宅での避難という選択肢は、地域住民及びこの地区で生活する可能性がある障害者にとっても必要不可欠であり、見直し案の再考を求める。	1
		合計	2